

高梁市E V急速充電設備整備事業 公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月

高梁市

高梁市E V急速充電設備整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本事業は、市有施設を対象として、電気自動車急速充電設備（配線等の付帯設備を含む。以下「E V急速充電設備」という。）の整備を実施するものである。市有施設におけるE V急速充電設備の整備を行うことで、本市が目指す「ゼロカーボンシティ」の実現と利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

本事業を実施する事業者の選定については公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を本実施要領に定めるものとする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

高梁市E V急速充電設備整備事業

(2) 事業内容

既設E V急速充電設備の更新と未設置施設へのE V急速充電設備の新設、運用

※詳細は別紙高梁市E V急速充電設備整備事業仕様書（以下「別紙仕様書」という。）のとおり

(3) 事業期間

E V急速充電設備の利用を開始した日から起算して5年間以上とし、具体的な年数については、事業者との協議において決定するものとする。

なお、E V急速充電設備の整備に関する協定締結から6か月以内にE V急速充電設備の利用を開始するものとする。

3. 参加資格

本事業の公募型プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たす法人とする。なお複数の法人で構成される共同企業体での参加も可能とし、その場合は共同企業体を構成する全ての法人が以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に定める暴力団員、その他反社会的団体またはその構成員、またはこれらから委託を受けた者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体またはその構成員、またはこれらから委託を受けた者でないこと。
- (6) 高梁市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成16年高梁市告示第75号）または、高梁市物品調達等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成24年高梁市告示第82号）による指名停

止を受けていないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 国（公団を含む。）または地方公共団体の施設に本業務と種類をほぼ同じくするE V急速充電設備を整備し、誠実に運用した実績（1年以上）を有していること。

4. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内容		日付
公募開始、実施要領等の公表		令和8年9月1日（火）
参加申し込み		令和8年9月18日（金）まで
現地確認等		令和8年9月1日（火）から令和8年9月18日（金）まで
本事業に関する質問	受付	令和8年9月1日（火）から令和8年9月18日（金）まで
	回答	令和8年9月25日（金）まで
参加資格通知		参加申し込みの受理後、速やかに
企画提案書の提出		令和8年10月2日（金）まで
事業者の選定、選定結果通知		令和8年10月中旬
協定締結		令和8年10月下旬

5. 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。なお本書類の提出がない場合は、現地確認等や本事業に関する質問を行うことができないものとする。

(1) 受付期間

令和8年9月18日（金）まで

(2) 申込方法

郵送または持参

※郵送の場合は、書留など直接の受け取りとなる方法で提出することとし、締切日必着とする。

※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

(3) 提出書類

①参加申込書（様式1号）

②（共同企業体の場合）事業実施体制書（様式2号）

③事業者の概要書（様式3号）

④誓約書（様式4号）

⑤印鑑証明書（参加申込日前3か月以内に発行された原本に限る。）

⑥事業者の直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書等）（任意様式）

⑦法人税、消費税、地方消費税、都道府県税及び市町村税に未納がないことを証明する書類（参加申込日前3か月以内に発行された原本に限る。）

※共同企業体に参加申し込みを行う場合は、共同企業体を構成する全ての法人について③～⑦を提出すること。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

〒716-8501 高梁市松原通2043番地 高梁市企画財政部財産活用課 宛て

(6) 参加資格通知

提出された書類により参加資格の有無を審査し、その結果を参加申込書(様式1号)に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて通知する。参加資格要件を満たさないと判断された場合は、企画提案書等の提出はできないものとする。

(7) 参加申込後の辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届(様式7号)にて早急に届け出ること。

6. 現地確認等

本プロポーザルに係る現地確認、調査、施設関連図書の閲覧等については、以下の期間において対応する。希望する場合は、事前に電話連絡し日程調整を行うこと。

(1) 対応期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月18日(金)まで

(2) 連絡先

高梁市企画財政部財産活用課 電話：0866-21-0207

7. 本プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、以下の方法により質問すること。なお別途説明会は開催しない。

(1) 受付期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月18日(金)まで

(2) 質問方法

質問書(様式5号)を電子メールにより提出

※メール送信後にその旨を電話連絡すること。

(3) 提出先

高梁市企画財政部財産活用課 宛て

メール：zaisan@city.takahashi.lg.jp

電話：0866-21-0207

(4) 回答日時

令和8年9月25日(金)まで

(5) 回答方法

質問内容と回答を高梁市公式ホームページへ掲載する。ただし、事業者選定に支障をきたす質問や評価基準、他の参加者に関する質問等は掲載・回答を行わない。

8. 企画提案書の提出

上記「5. 参加申し込み」により参加資格の要件を満たし、本プロポーザルへの参加が決定した者は、

以下のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年10月2日（金）まで

(2) 提出方法

郵送または持参

※郵送の場合は、書留など直接の受け取りとなる方法で提出することとし、締切日必着とする。

※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

(3) 提出書類

企画提案書（様式6号）

(4) 提出部数

1部

※提出書類のデータ（PDF形式）を保存したCD-RまたはDVD-R 1枚を添付すること。

(5) 提出先

〒716-8501 高梁市松原通2043番地 高梁市企画財政部財産活用課 宛て

(6) 企画提案書作成上の留意事項

ア. 企画提案書の様式は、A4用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。

イ. 企画提案書は、別表評価基準表や別紙仕様書を参考に作成すること。なお以下の項目については、必ず記載すること。

- ・設備の仕様（メーカー、サイズ、本体色、充電規格、口数、最大出力、決済方式、料金形態等）
- ・設備の設置イメージ（図面等）
- ・使用する土地の面積及び本市へ支払われる行政財産使用料の額（月額または年額とすること）
- ・事業スケジュール
- ・事業の収支計画
- ・設備の維持管理及び運用方法（保守点検、問い合わせや故障時の対応方法等）
- ・以下の条件に基づく理論上の充電所要時間及び利用料金
 - バッテリー容量：74.69kWh（トヨタ bZ4Xを想定）
 - 充電条件：バッテリー残量20%から80%まで充電した場合
 - ※車両側の充電受け入れ能力の上限や充電特性は考慮しないものとする
- ・他社と比較して、特に優れている点
- ・国や地方公共団体の施設における本事業と類似の事業実績
- ・事業期間終了後の設備の取り扱い
- ・事業者の経営破綻等により事業期間中に事業の継続が困難となった場合等の不測の事態を想定した具体的な対応策及び設備の取り扱い（第三者に対する協定上の義務の引継ぎ、設置した設備等の所有権や帰属先等）

ウ. 複数の企画提案書の提出はできない。

(7) 提出された企画提案書の取り扱い

ア. 提出後の差し替え、追加及び削除はできない。

イ. 提出書類の内容について不明な点等がある場合は、提案者に対し本市から確認を行うことがある。確認した内容については、提案書の一部とみなすものとする。

ウ. 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり必要な範囲において複製及び印刷することがある。

9. 事業者の選定

(1) 選定委員会の設置

本事業を実施する事業者の選定にあたり、高梁市E V急速充電設備整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方法

選定委員会の委員は、提出された企画提案書を別表評価基準表に基づき採点する。なお選定委員会は非公開とする。

(3) 優先交渉権者の選定

最低基準点（最高得点の60%以上）を満たし、各選定委員の評価点の合計得点が最も高い上位1者を契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下「次点候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2人以上いるときは、別表評価基準表に掲げる項目「付加価値」の評価点が高い者を上位とし、それでも決しない場合は、選定委員会で多数決により選定するものとする。

(4) 選定結果通知

選定結果は、全ての提案者に対して参加申込書（様式1号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて通知する。また、高梁市公式ホームページにて優先交渉権者及び次点候補者を公表する。なお選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

10. 協定締結

(1) 本プロポーザルにおいて提出された企画提案書の内容は、優先交渉権者を選定するためのものであり、その全てを協定書へ反映させるものではない。最終的な協定内容については、選定後に市と優先交渉権者において協議を行い決定する。

(2) 優先交渉権者との協議が不調となったと高梁市が判断した場合または優先交渉権者の本プロポーザルにおける欠格事由もしくは不正と認められる行為が判明した場合は交渉を終了し、次点候補者と協議を行う。

11. その他

(1) 本プロポーザルの参加者は、参加申込書の提出をもって本実施要領及び別紙仕様書の記載内容を承諾したものとする。

(2) 本プロポーザルへの参加や提案、協定締結等に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 複数の法人で構成される共同企業体が高梁市に本プロポーザルに参加する場合は、その構成員から代表となる法人を1者定めること。代表法人は、本プロポーザルに係る手続きにおいて一切の責任を負うものとする。なお構成員は、本プロポーザルにおいて単独の法人として参加し、または他の共同企業体の構成員として重複して参加することはできない。

(4) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 提出された書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(6) 提出書類は原則として公表しない。ただし、高梁市情報公開条例（平成16年高梁市条例第10号）

に基づく公開請求があった場合は、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報、または事業を営む個人の事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害するおそれがある情報）に該当するものを除き、この限りではない。

（7）提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。

（8）書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。

別表 評価基準表

評価項目	主な評価の視点	配点
事業実施能力	・ 事業の実現可能性はあるか。 ・ 国や地方公共団体の施設における本事業と類似の事業実績はあり、誠実に運用されているか。	10
整備・維持管理	・ 設置施設の運営に配慮した仕様となっているか。 ・ 設備周辺の安全性が十分に確保された設計となっているか。 ・ 日常的な保守体制や故障・トラブル発生時の復旧体制が整っているか。	20
利用者の利便性	・ 利用者が利用しやすい仕様となっているか。 ・ 利用者のサポート体制は整っているか。	35
付加価値	・ 本市の財政に寄与する有益な提案であるか。 ・ 「ゼロカーボンシティ」の実現を促進する優れた提案が含まれているか。 ・ その他本市にとって付加価値の高い提案があるか。	35
合計		100